

第3期茅ヶ崎市国民健康保険データヘルス計画 第4期茅ヶ崎市国民健康保険特定健康診査等実施計画 【概要版】

1 計画の概要

茅ヶ崎市国民健康保険では、「健康づくりの推進」、「健康寿命の延伸」、「医療費の適正化」を基本理念とし、「茅ヶ崎市国民健康保険データヘルス計画」及び「茅ヶ崎市国民健康保険特定健康診査等実施計画」を策定し、被保険者の健康増進に取り組んできました。

「第2期データヘルス計画」及び「第3期特定健診等実施計画」の終了に伴い、新たに「第3期データヘルス計画」及び「第4期特定健康診査等実施計画」を策定します。

この計画は令和6年度から令和11年度までの6か年計画とします。

PDCAサイクルにより効果的・効率的に保健事業を展開します。

■ 計画の期間

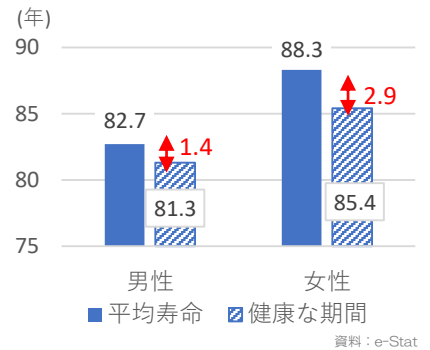
年度	令和					
	6	7	8	9	10	11
データヘルス計画	第3期データヘルス計画					
			中間評価			評価見直し
特定健康診査等実施計画	第4期特定健康診査等実施計画					
			中間評価			評価見直し

2 茅ヶ崎市の概況

本市の人口は、ここ数年横ばいで推移し、令和4年度は241,841人となっています。本市の高齢化率は県よりも高く、国よりも低い状況です。令和4年度の高齢化率は26.9%となっています。

平均寿命と健康な期間の差、つまり日常生活に制限がある期間について、令和4年度は男性1.4年、女性2.9年となっています。生涯にわたり元気で自立した生活を送れるように、この期間を縮める必要があります。

■ 平均寿命と健康な期間



3 第2期データヘルス計画・第3期特定健康診査等実施計画の振り返り

前期計画では5つの対策について評価・改善を繰り返しながら取り組み、次のとおりの結果となりました。引き続き、被保険者の健康寿命の延伸のため保健事業を強化・継続していきます。

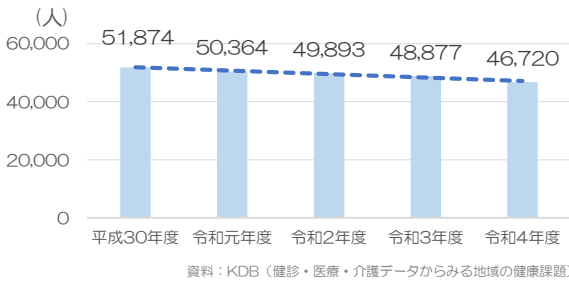
対策	指標（一部）	令和5年度目標	結果（令和4年度）
特定健康診査受診率向上対策	特定健康診査受診率	43.0%	35.8%
特定保健指導終了率向上対策	特定保健指導終了率	16.7%	17.3%
生活習慣病重症化予防対策	健診異常放置者の割合	2.7%	3.6%
ジェネリック利用促進対策	ジェネリック医薬品数量シェア	80.0%	82.0%
受療行動適正化対策	重複服薬の状況を確認する回数	年2回	年1回

4 健康・医療情報等の分析

(1) 国民健康保険における医療費の状況

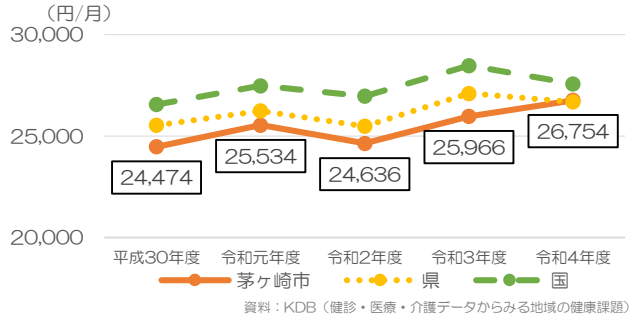
① 被保険者の推移

○ 国保加入者数は年々減少しています。



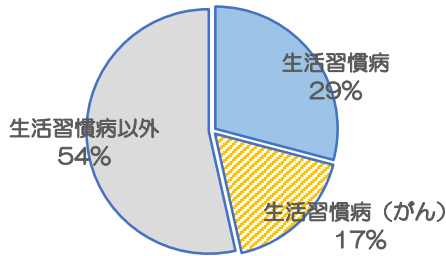
② 1人当たり医療費推移

○ 1人当たり医療費は年々増加しています。



③ 生活習慣病の総医療費に占める割合

○ 医療費のうち生活習慣病に関する医療費は、全体の46%を占めています。



④ 疾患（中分類）別医療費の割合

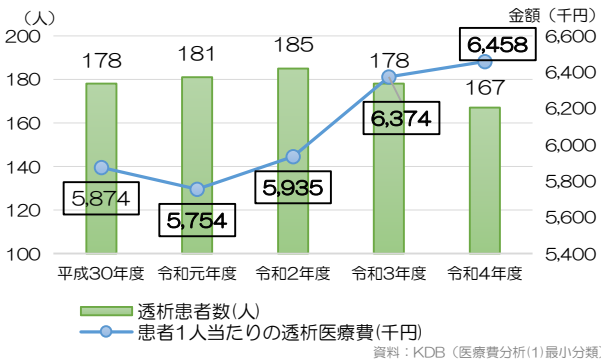
○ 外来の疾患（中分類）別医療費において、糖尿病と腎不全が上位となっています。

中分類別疾患	医療費に占める割合
1 糖尿病	8.5%
2 腎不全	8.0%
3 その他悪性新生物	6.6%

資料：KDB（医療費分析(2)大、中、最小分類）（令和4年度）

⑤ 人工透析患者の状況

○ 透析患者の1人当たり医療費が年々高くなっていきます。



⑥ 歯科の状況

○ 生活習慣病の診断を受けた者のうち、約半数が歯肉炎・歯周病疾患を併発しています。

歯周病・歯周疾患を併発している者の割合

疾患名	割合
糖尿病	51.1%
高血圧症	52.1%
脂質異常症	54.6%

資料：KDB（疾病管理一覽・令和4年度）

⑦ ジェネリック医薬品の状況

○ 本市のジェネリック医薬品数量シェアは、令和4年度に82.0%となっています。

○ 総薬剤費45億円のうち、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の削減可能額は6380万円です。

資料：レセプトデータ（令和4年度）

⑧ 重複投薬の状況

○ 1か月間に複数の医療機関から同系の医薬品を60日以上処方されている人が、令和4年度には978人いました。

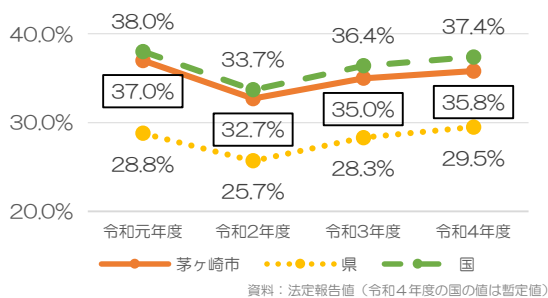
○ 重複投薬の薬品の上位には向精神薬が多く入っています。

資料：レセプトデータ（令和4年度）

(2) 特定健康診査・特定保健指導の状況

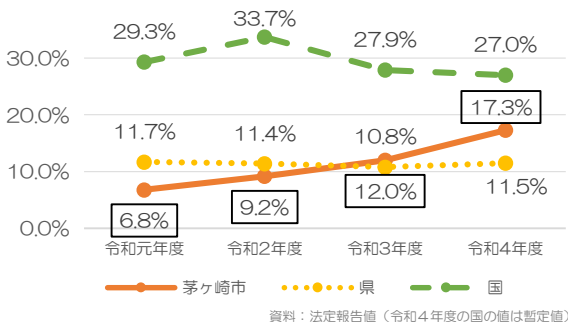
① 特定健康診査受診率

○ 健診受診率は令和2年度に落ち込んだ後、回復傾向です。



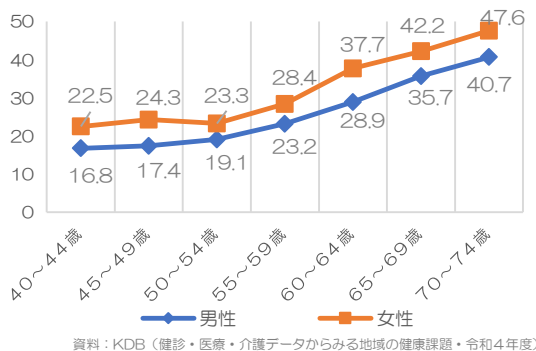
② 特定保健指導終了率

○ 保健指導終了率は年々増加しています。



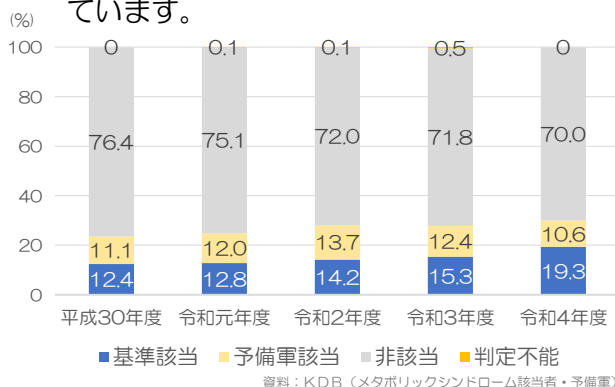
③ 年代別特定健康診査受診率

○ 40歳代男性の受診率が、各年代の中で一番低い状況です。



④ メタボリックシンドローム該当状況

○ 特定健康診査受診者のうち、メタボリックシンドローム基準に該当する人は増加しています。



(3) 分析結果に基づく健康課題とその対策

健康・医療情報等の分析データをもとに、現在本市が抱える健康課題を3つに分類しました。

3つの健康課題に対して、「生活習慣病予防対策」「生活習慣病重症化予防対策」「受療行動適正化の対策」が必要です。

健康課題	健康課題への対策
<ul style="list-style-type: none"> ● 1人当たり医療費が増加している。 ● 健診受診率は令和2年度に落ち込んだ後、回復傾向だが35.8%に留まっている。 ● 40歳代男性の受診率が20%に満たない状況で、各年代の中で一番低い。 ● 令和4年度健診受診者の19.3%がメタボリックシンドローム基準に該当している。 ● 令和4年度健診受診者の4～6割が「運動習慣がない」と回答している。 ● 特定健康診査対象者の40～64歳のうち4割以上が、健診未受診かつ生活習慣病の治療を受けていない。 	<p>生活習慣病予防対策が必要</p> <p>→ ①特定健康診査受診率向上対策事業 ②特定保健指導終了率向上対策事業</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 外来の疾病（中分類）別医療費では、糖尿病と腎不全で16.5%を占めている。 ● 医療費の中で生活習慣病に関わる医療費の割合が大きい。 ● 国保加入の65歳以上の6割が生活習慣病を有している。 ● 医療費に占める高額レセプトの割合が年々増加している。 ● 人工透析患者の割合は横ばいで経過しているが、人工透析患者1人当たり医療費は年々増加している。 ● 生活習慣病の診断を受けた者のうち、約半数が歯肉炎・歯周病疾患を併発している。 ● 健診で受診勧奨値だが、その後受診していない人（健診異常値放置者）がいる。 	<p>生活習慣病重症化予防対策が必要</p> <p>→ ③生活習慣病重症化予防事業</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 令和4年度の高額レセプトが処方されているものをジェネリック医薬品へ切り替えた場合、薬剤費の6380万円が削減可能である。 ● 1か月に複数の医療機関から同系の医薬品を60日以上処方されている人がある。 ● 重複して投薬される薬品の上位には、向精神薬が多く入っている。 	<p>受療行動適正化の対策が必要</p> <p>→ ④受療行動適正化事業</p>

5 特定健康診査・特定保健指導の取組

(第4期茅ヶ崎市国民健康保険特定健康診査等実施計画)

本市では、これまでの実施状況、データの分析結果等を踏まえ、第4期の目標値を次のとおり設定しました。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
特定健康診査受診率(%)	38.0	39.0	40.0	41.0	42.0	43.0
特定保健指導終了率(%)	18.0	19.0	20.0	21.0	22.0	23.0

6 健康課題を解決するための保健事業

健康・医療情報等の分析により明らかとなった本市の健康課題に対して、本計画では4つの事業を実施します。各事業の事業概要、評価指標（一部）、目標値を次のとおり設定しました。

事業	事業概要	評価指標（一部）	令和11年度 目標値	実績値
1 特定健康診査 受診率向上 対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査等受診券の送付 ・受診勧奨はがきの送付 ・電話による受診勧奨 ・健康アドバイスシートの送付 ・広報による受診勧奨 	特定健康診査受診率	43.0%	35.8%
		生活習慣改善意欲ありの割合	78.2%	75.2%
		特定健康診査受診率 (40～49歳)	23.4%	20.4%
2 特定保健指導 終了率向上 対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導利用券の送付 ・未利用者あての再通知 ・電話による利用勧奨 ・集団保健指導の実施 ・ICT（情報通信技術）等を活用した個別保健指導の実施 	特定保健指導終了率	23.0%	17.3%
		特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率	39.8%	36.8%
3 生活習慣病重症化 予防事業	<ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病重症化予防事業（要医療者への受診勧奨及び糖尿病治療中の者への保健指導） ・生活習慣病予防に係る普及啓発 ・歯と口腔の健康づくり事業 	受診勧奨対象者が医療機関に受診した割合	16.8%	10.8%
		保健指導利用者が生活習慣を改善した割合	100%	100%
		HbA1c 8.0以上の者の割合	減少	0.8%
4 受療行動適正化 事業	<ul style="list-style-type: none"> ・重複服薬対策事業（重複服薬者への適正受診の勧奨及び保健指導） ・ジェネリック医薬品利用促進事業（差額通知等） 	勧奨後に受療行動を改善した人の割合	25.0%	16.7%
		ジェネリック医薬品数量シェア	82.0%	82.0%

7 計画の取扱い

(1) 計画の評価・見直し

令和8年度に中間評価、令和11年度に最終評価を行います。

(2) 計画の公表・周知

計画は市広報紙、ホームページ等あらゆる機会を通じて周知・啓発を図ります。

(3) 個人情報取扱い

個人情報の保護に関する各種法令に基づき適切に管理します。